

# 航空法一部改正に伴う農林業用無人航空機の 取り扱いについて

## 一般社団法人 農林水産航空協会

### I 航空法一部改正への対応状況

近年、遠隔操作や自動操縦により飛行し写真撮影などを行うことができる無人航空機が開発され、趣味やビジネスを目的とした利用者が急増するとともに事故報道も増えてきている。去る平成27年4月22日に首相官邸屋上で“ドローン”が発見されたことを契機に、「小型無人機の安全な運航の確保のために緊急に導入すべきルール」を早急に整備することが必要になった。これを受け昨年の通常国会において、航空法の一部改正法案が提出され、9月4日に成立し、12月10日に施行された。

この航空法の一部改正により、産業用無人ヘリコプターを含むすべての「無人航空機」（超軽量200g未満のものは除く）が航空法の規制対象となり、農薬・肥料の散布や播種等のために無人航空機を飛行させようとする場合は、国土交通大臣の事前許可・承認を受けることが必要となった。

そこで、航空法改正に伴う、許可・承認申請の方法および無人航空機の農業への利用について一般社団法人農林水産航空協会（以下「農水協」）の取組みを紹介する。

まず、航空法における無人航空機とは①「人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもの」と定義されており、いわゆるドローン（マルチローター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等が該当する。②ただし、マルチローターやラジコン機等であっても、重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）200g未満のものは、無人航空機ではなく「模型航空機」に分類される。

無人航空機の飛行ルールに関する航空法の規定の概要は以下の通りである。

なお、これらのルールに違反した場合には、50万円以下の罰金が課せられることがある。

The Management of an Unmanned Aircraft by the Partial Amendment of the Civil Aeronautics Law in Agricultural and Forestry Industries. By Japan Agricultural Aviation Association  
(キーワード：国土交通省，航空法，無人航空機，ドローン，マルチローター，許可承認)

### 1 飛行の禁止空域

有人の航空機に衝突するおそれや、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域として、以下の空域で無人航空機を飛行させることは、原則として禁止されている。これらの空域で無人航空機を飛行させようとする場合には、安全面の措置をしたうえで、国土交通大臣の許可を受ける必要がある（※屋内で飛行させる場合は不要）。なお、自身の私有地であっても、図-1の(A)～(C)の空域に該当する場合には、国土交通大臣の許可を受ける必要がある。

(A) 地表又は水面から150m以上の高さの空域

(B) 空港周辺の空域

空港やヘリポート等の周辺に設定されている進入表面、転移表面もしくは水平表面または延長進入表面、円錐表面もしくは外側水平表面の上空の空域（最寄りの空港事務所に確認が必要）

(C) 人または家屋の密集している地域（人口集中地区）の上空（平成22年の国勢調査の結果による人口集中地区の上空。国土交通省航空局のホームページに、地図で確認する方法が記載されている）

### 2 飛行の方法

飛行させる場所にかかわらず、無人航空機を飛行させる場合には、以下のルールを守ることが必要である。これらのルールによらずに無人航空機を飛行させようとする場合には、安全面の措置をしたうえで、国土交通大臣の承認を受ける必要がある（農薬などの空中散布は危険物の輸送および物件投下として扱われる。散布するものが水であっても物件投下に該当する）。

(1) 日中（日出から日没まで）に飛行させること

(2) 目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること

(3) 第三者または第三者の建物、第三者の車両等の物件との間に距離（30m）を保持して飛行させること

(4) 祭礼、縁日等多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと

(5) 爆発物など危険物を輸送しないこと（農薬、肥料は国土交通省令で定める危険物とされている）

(6) 無人航空機から物を投下しないこと